

日本政府は、2012年8月31日付けの委員会からの要請に対し、同年7月の情報提供以降の情報を以下のとおり提出する。

日本政府としては、沖縄に居住する人又は沖縄県出身者が本条約にいう人種差別の対象とはならないものと考えており（2012年7月31日付日本政府回答参照。）、したがって、本件情報については、第7回・第8回・第9回政府報告の対象とはならないと認識している。他方、委員会が求める情報に関しては、本条約の締約国として誠実に対応するとの観点から、以下の情報を提供する。

●沖縄県宜野湾市の中心部で住宅や学校等に密接して位置している普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、その固定化は避けなければならない。日米両政府は、普天間飛行場を辺野古へ移設することが引き続き唯一の有効な解決策であると考えている。同時に沖縄県内に在日米軍専用施設・区域が集中していることなどに鑑み、沖縄の基地負担を早期に軽減することが、最優先の課題であると認識している。

●日本政府はこうした認識に基づき、これまで内閣総理大臣を始め、防衛大臣や外務大臣等から、沖縄県知事を始めとする沖縄県の皆様に対して、機会を捉えて直接対話を行い、普天間飛行場の移設に関する政府の考え方や沖縄の負担軽減策等につき説明してきた。直近では、2012年10月9日に行われた内閣総理大臣と沖縄県知事及び宜野湾市長との会談においても、知事及び市長からの普天間飛行場の移設・返還の加速化等の要請に対し、内閣総理大臣から、普天間飛行場の早期移設・返還を含む沖縄の負担軽減及び沖縄振興についてこれまで以上に取組を強化するとともに、沖縄の声に真摯に耳を傾け、これらの取組について沖縄の皆様にと丁寧な説明していく旨述べたところである。

●普天間飛行場の辺野古への移設について、沖縄に厳しい声があることは承知しているが、政府としては、今後もこうした地元の声に真摯に耳を傾けながら、政府の考え方を丁寧に説明し、沖縄の皆様の御理解を得るべく、誠実に努力を重ねていく所存である。

●また、北部訓練場のヘリコプター着陸帯移設工事については、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」最終報告において、北部訓練場（約75k㎡）の過半（約40k㎡）を返還するため、返還される区域に所在するヘリコプター着陸帯を、同訓練場の残余の部分に移設するとされており、同着陸帯の移設工事については、沖縄県を始めとする地元の関係自治体の御理解を頂いているところ

である。政府としては、同訓練場の過半の返還を早期に実現し、沖縄の負担の軽減を図ることが極めて重要であると考えており、引き続き、移設工事の実施について最大限努めていく考えである。

●いずれにせよ、日本政府としては、沖縄の基地負担軽減策について、沖縄の皆様の御意見を伺いながら、政府の考えを丁寧に説明し、沖縄の皆様の御理解を得るべく誠実に努力を重ねていく所存である。

(了)